





整合確認書における用語の統一について

- WG 委員より、資料 4-6 (JIS C 9335-2-47:2016) について、「外部の等電位導体を接続するための端子」と「等電位ボンディング端子」の表記については、同義として用いられていると思われるところ、用語は統一すべではないかとの旨の指摘があった。
- JIS 原案作成者に確認したところ、これらの表記は、文脈上、「外部の等電位導体を接続するための端子」は、「等電位ボンディング端子」と同義であることが確認された(別紙参照)。
- なお、JIS における「外部の等電位導体を接続するための端子」という表記は、次表のように資料 4-6 (JIS C 9335-2-47:2016) 以外にもあるものの、対応する IEC 規格を原文どおりに翻訳したものであるため、WG 当日配布の整合確認書の当該部分を「等電位ボンディング端子」で統一する修正については、見送ることとする。

資料	規格番号	条項	規定タイトル・概要
4-1	JIS C 9335-2-38	第七条第2号	27.2 据置形機器で、外部の等電位導体を接続するための端子を備えている場合には、その端子は、機器の全ての固定した露出金属部分と、有効な電気的接触をしていなければならない。
4-2	JIS C 9335-2-39	第七条第2号	27.2 据置形機器で、外部の等電位導体を接続するための端子を備えている場合には、その端子は、機器の全ての固定した露出金属部分と、有効な電気的接触をしていなければならない。
4-4	JIS C 9335-2-42	第七条第2号	27.2 据置形機器で、外部の等電位導体を接続するための端子を備えている場合には、その端子は、機器の全ての固定した露出金属部分と、有効な電気的接触をしていなければならない。
4-6	JIS C 9335-2-47	第七条第2号	27.2 据置形機器で、外部の等電位導体を接続するための端子を備えている場合には、その端子は、機器の全ての固定した露出金属部分と、有効な電気的接触をしていなければならない。
4-7	JIS C 9335-2-48	第七条第2号	27.2 据置形機器で、外部の等電位導体を接続するための端子を備えている場合には、その端子は、機器の全ての固定した露出金属部分と、有効な電気的接触をしていなければならない。
4-8	JIS C 9335-2-50	第七条第2号	27.2 据置形機器で、外部の等電位導体を接続するための端子を備えている場合には、その端子は、機器の全ての固定した露出金属部分と、有効な電気的接触をしていなければならない。
4-10	JIS C 9335-2-58	第七条第2号	27.2 据置形機器で、外部の等電位導体を接続するための端子を備えている場合には、その端子は、機器の全ての固定した露出金属部分と、有効な電気的接触をしていなければならない。
4-12	JIS C 9335-2-64	第七条第2号	27.2 据置形機器で、外部の等電位導体を接続するための端子を備えている場合には、その端子は、機器の全ての固定した露出金属部分と、有効な電気的接触をしていなければならない。

JIS C 9335-2-47 における「等電位導体」と「等電位ボンディング端子」に関する対比表

(個別規格は、通則と合わせて読む必要があるため、JIS C 9335-1:2014 当該箇所も示す。)

JIS C 9335-2-47:2016			JIS C 9335-1:2014		
箇条	JIS	IEC	箇条	JIS	IEC
7.101	<p>等電位ボンディング端子には、IEC 60417 の記号 5021 を表示しなければならない。</p> <p>これらの表示は、導体を接続するときに着脱可能な、ねじ、座金、その他の部品の上に配置してはならない。</p>	<p>Equipotential bonding terminals shall be marked with symbol 5021 of IEC 60417-1.</p> <p>These markings shall not be placed on screws, removable washers or other parts that can be removed when conductors are being connected</p>	7.6	<p>記号を用いる場合には、次のとおりでなければならない。</p> <p> 記号 IEC 60417-5019 保護接地</p> <p> 記号 IEC 60417-5021 等電位</p>	<p>When symbols are used, they shall be as follows</p> <p> Symbol IEC 60417-5019 protective earth</p> <p> Symbol IEC60417-5021 equipotentiality</p>
27.2	<p>追加(“適否は、”で始まる段落の前に、次を追加する。)</p> <p>据置形機器で、外部の等電位導体を接続するための端子を備えている場合には、その端子は、機器の全ての固定した露出金属部分と、有効な電氣的接触をしていなければならない。また、端子は、10 mm² 以下の公称断面積の導体の接続が可能でなければならない。端子は、機器の設置後にボンディング導体を接続するために都合のよい位置に配置しなければならない。</p>	<p>Stationary appliances shall be provided with a terminal for the connection of an external equipotential conductor. This terminal shall be in effective electrical contact with all fixed exposed metal parts of the appliance, and shall allow the connection of a conductor having a nominal cross-section area of up to 10mm². It shall be located in a position convenient for the connection of the bonding conductor after installation of the appliance.</p>	27.2	<p><u>外部導体の接続を意図した</u>接地端子の締付け部は、偶発的に緩むおそれがないように確実に固定していなければならない。</p> <p>外部等電位ボンディング導体を接続する端子は、公称断面積が 2.5~6 mm² の導体を接続することが可能でなければならない。かつ、機器の異なった部分間の接地導通をもたせるために用いてはならない。</p> <p>適否は、目視検査及び手による試験によって判定する。</p>	<p>The clamping means of earthing terminals shall be adequately secured against accidental loosening.</p> <p>Terminals for the connection of external equipotential bonding conductors shall allow the connection of conductors having nominal cross-section area of 2.5mm² to 6mm² and shall not be used to provide earthing continuity between different parts of the appliance.</p>

IEC60335-2-47 の箇条 27.2 の an external equipotential conductor に続く文章の中で the bonding conductor と記載があること、及び、IEC60335-1 の箇条 27.2 では external equipotential bonding conductors と記載があることから、IEC60335-2-47 の箇条 27.2 の an external equipotential conductor が意図しているものは、an external equipotential bonding conductor と考えられる。